

# 防府市国民健康保険出産育児一時金直接支払制度実施要綱

平成21年10月1日制定

## (趣旨)

第1条 この要綱は、防府市国民健康保険条例（昭和44年条例第30号）第6条に規定する出産育児一時金（以下「一時金」という。）の直接支払制度による支給に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「直接支払制度」とは、防府市国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）の出産に要する費用に充てるため、当該被保険者の属する世帯の世帯主が、医療機関等との間に一時金の支給申請及び受取に係る代理契約を締結し、一時金の額を限度として、医療機関等が世帯主に代わって一時金の支給申請及び受取を直接防府市と行う制度をいう。

2 この要綱において「医療機関等」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第36条第3項に規定する保険医療機関及び医療法（昭和23年法律第205号）第2条に規定する助産所をいう。

## (対象者)

第3条 直接支払制度を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する被保険者の属する世帯の世帯主とする。

- (1) 一時金の支給を受ける見込みがあること。
- (2) 直接支払制度の利用について、医療機関等と代理契約を締結していること。

## (支払)

第4条 市長は、医療機関等から支払機関である山口県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）を經由して提出のあった請求書（以下「専用請求書」という。）の内容を確認し、一時金の支給を決定したときは、国民健康保険出産育児一時金支給決定通知書（第1号様式）により世帯主に通知するとともに、連合会を通じて医療機関等へ一時金を支払うものとする。

2 市長は、医療機関等が請求した代理受取額が一時金の上限額未満の場合は、

専用請求書の到着を待たずとも、その差額を世帯主に支払うものとする。

(差額の支払手続)

第5条 前条第2項に規定する差額の支払を受けようとする世帯主は、「専用請求書の内容と相違ない旨」が記載された領収・明細書の写し及び医療機関等との直接支払制度利用合意文書の写しを添えて、出産育児一時金内払金（差額）申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、直接支払制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱施行の日以後の出産に係る一時金から適用し、同日前の出産に係る一時金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱施行の日以後の出産に係る一時金から適用し、同日前の出産に係る一時金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱施行の日以後の出産に係る一

時金から適用し、同日前の出産に係る一時金については、なお従前の例による。

第1号様式

第 号  
年( 年) 月 日

様

防府市長

国民健康保険出産育児一時金支給決定通知書（直接支払制度）

様の出産に係る国民健康保険出産育児一時金（直接支払）の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定支給額			円
内 訳	申請者支払額		円
	医療機関等支払額		円
出産費用が決定支給額以上のため、出産育児一時金の全額を医療機関等へ支払います。			
(医療機関 )			

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に山口県国民健康保険審査会（山口県山口市滝町1-1 山口県庁内）に対して、審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市長）として提起できることとされています。ただし、この期間内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、処分取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。

第2号様式

国民健康保険出産育児一時金内払金（差額）申請書

被保険者証 記号・番号	山6-	世帯主氏名			
出産者氏名		個人番号			
		世帯主との 続柄			
出生児 氏名		性別	男・女		
出産 年月日	年 月 日 (死産の場合、妊娠経過期間 週)				
出産した 医療機関	名称				
	所在地				
出産費用 (病院の領収総額)	円				
上記のとおり申請します。 (宛先)防府市長  年 月 日 申請者 住 所 (世帯主) 氏 名  個人番号  (TEL ー )					
振込先 金融機関名	銀行 信金 信組 労金 農協 漁協	支店  支所	普通	口座番号	
			当座	(フリガナ) 口座名義	

※この内払金（差額）は、被保険者の出産に関し、直接支払制度により国民健康保険が直接医療機関等に支払う出産育児一時金の限度額（産科医療補償制度加入機関での出産は50万円、その他の場合は48万8千円）を下回った場合に、その下回った金額を申請者に支払うものです。

【添付書類及び注意事項】

- 1 申請にあたっては、医療機関等が発行する「領収・明細書」の写し、医療機関等との「直接支払制度利用の合意文書」の写しを添付してください。
- 2 世帯主以外の口座に振込を希望される場合は、委任状が必要になります。

			取扱者	係長	課長補佐	課長
支給額	円	内 訳	申請者支払額		円	
			医療機関等支払額		円	